

天狗プラザにおけるキッチンカー（移動販売車）出店に係る要綱

1 目的

天狗プラザを活用した地域の魅力づくりの一環としてキッチンカー（以下、「移動販売車」）を利用した食品販売を行い、天狗プラザ利用者の利便の向上と地域の魅力を高めることを目的とする。

2 出店概要

(1) 出店場所及び区画

天狗プラザ（沼田市上之町183番地1）別紙1「出店区画図」を参照

(2) 指定する用途

調理営業又は販売業を行う移動販売車

(3) 販売品目

- ・酒類を除く食品（自動車関係の営業（調理営業・販売業）で保健所より許可を得ているもの）
- ・その他、市長が許可したもの

(4) 営業可能期間

月初めから月末まで。（1ヶ月間）その他、市担当者の指示による期間は出店できない。

(5) 営業可能時間

午前9時から午後5時まで。（片付け後、午後5時30分までに天狗プラザから退去すること）

(6) 出店に際しての料金

沼田市都市公園条例第15条2項別表第5に掲げる額（㎡/40円）に基づき、1日当たりの出店料を1区画（15㎡）につき600円とする。なお、1日の出店時間が（5）営業可能時間に定める時間に満たない場合であっても、出店料の減免はしない。また、市担当者の指示により出店を中止した場については出店料を還付する。（出店者の都合により出店を中止した場については還付しない）

(7) 納入の方法

市が送る納入通知書により、最初の出店日の前日までに当該月分の出店料の全額を一括で納入すること。（振込手数料は出店者が負担）

(8) その他

出店者は最後に出店した日の翌日から7日以内に別紙3「出店実績報告書」を市へ提出するものとする。

3 資格要件

申請対象者は、次の条件を全て満たす民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当する者でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰

- 者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
 - (4) 破産者であって復権していない者及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき厚生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき厚生手続きの申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方。市内の保健所の許可）を有するもの。
 - (7) 移動販売車は出店者が所有権を持っているものに限り、レンタル車での出店はできない。ただし、リース車で出店する場合は、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能である（使用者および名義が、法人と法人に雇用されている個人の関係の場合は同一とみなす。）

4 許可条件

(1) 許可対象

- ア 1申請につき、原則、移動販売車1台とする。（団体等で複数車両を有する場合、出店車両の変更を可とするが、出店車両の営業許可証などは事前に市に提出すること。また、販売品目も、事前に申請することにより変更を可能とする）
- イ 出店申請者は、沼田市内の個人または団体(法人含む)事業者を原則とする。ただし、受付期間が終了した後、出店申請者のいない日時については、市外事業者の出店を認める。

(2) 許可期間

「2 出店概要」の営業可能期間および時間

(3) 許可対象面積

1区画15㎡（指定する区画内のみとし、大型車両等は許可しない）

(4) ごみ等の処理

- ア 出店者は、必ずごみ箱を移動販売車の直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して適切に処分すること。
- イ 出店者は、移動販売車及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで施設利用者が快適に過ごせるよう努めること。
- ウ 出店により発生した排水は、施設内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。
- エ 施設内での汁物や油類の廃棄を厳禁とする。
- オ 出店者は営業終了後、使用箇所を片付け、現状を回復すること。

(5)衛生管理・販売品について

- ア 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- イ 食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある。
- ウ アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、出店者の判断で消費者への配慮を行うこと（正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する等）。
- エ 新型コロナウイルス感染症対策を実施し、衛生管理を徹底すること。
- オ 出店者は生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入すること。

(6)設備・出店について

- ア 出店に必要なすべての費用等は出店者の負担とする。
- イ 施設内の電気、水道の利用は許可しないので、出店者が用意すること。
- ウ 出店中はBGM等の使用はしないこと。
- エ 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。
- オ 許可内容（出店情報等）とは関係のない広告、宣伝等は行なわないこと。

(7)注意事項

- ア 雨天等でやむを得ず営業休止又は中止する場合、または、極端に営業時間が短くなる場合は、市へ速やかに連絡すること。
- イ 出店による事故(火災や食中毒等)や苦情(販売品や営業方法に関するものを含む)等のトラブルは出店者が全責任を負い誠意を持って対応すること。なお、発生したトラブルについては、その内容を直ちに市に報告すること。
- ウ 本要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- エ 出店に伴い発生した市又は第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこととする。
- オ その他不明な点については、市担当者との協議すること。
- カ 申請に虚偽があった場合、許可条件を守らない場合、出店料が期日までに納付されなかった場合、その他、市が出店を不相当と判断した場合は、市は出店許可を取り消すことができる。

5 受付期間・選定方法

- (1)毎月1日から15日の間に市内事業者を対象に翌月分の出店希望を受け付ける。1日及び15日が休日（土曜、日曜、祝日、年末年始）の場合は、翌日以降の休日でない日とする。
- (2)毎月16日以降に出店申請者のいない日時については、市内・市外事業者を対象に出店希望日の7日前まで（休日（土曜、日曜、祝日、年末年始）の場合はその翌日）の期間、出店希望を受け付ける。
- (3)出店を希望する日時、区画については別紙2「移動販売車出店希望日程表」により申請すること。
- (4)出店を希望する日時、区画が重複した場合は先着した申請を優先とする。
- (5)申請者は事前に市担当者との出店日等について相談の上、申請に必要な資料を提出すること。
- (6)市が通知する「都市公園占用許可書」をもって出店許可が成立するものとする。また、出店することを許可した日時等については「出店許可日等決定通知」により通知する。

6 提出資料

(1) 提出資料：

初めて出店希望の場合	2回目以降
<ul style="list-style-type: none">・都市公園利用許可申請書（沼田市都市公園条例施行規則別記様式第1号）・移動販売車出店希望日程表・誓約書・事業概要書（様式問わず。販売品目がわかるもの）・移動販売車の車検証の写し・移動販売車の写真（ナンバープレートの確認可能な写真）・運転免許証の写し・営業許可書の写し（沼田市内で営業可能なことが証明できるもの）・生産物賠償責任保険（PL 保険）の証明書の写し・食品衛生責任者の写し	<ul style="list-style-type: none">・都市公園利用許可申請書（沼田市都市公園条例施行規則別記様式第1号）・移動販売車出店希望日程表

(2) 提出方法：テラス沼田4F都市計画課窓口へ持参

(3) 提出先及び問合せ先：沼田市都市建設部都市計画課街なか対策室

電話0278-23-2111

<出店までの流れ>

